

□ 用語の解説 □

用 語	解 説
津波緊急避難場所	<p>○津波からの緊急避難用として指定した避難所です。小中学校は「指定避難所」と併せて指定しています。</p> <p>民間の施設や、津波避難タワーなど避難生活を送る施設ではありません。</p>
指定避難所	<p>○住家やライフラインの被害により生活の場を失った住民等が災害直後から避難できる施設として、物資の備蓄や情報機器の整備をした施設で、大規模人員を収容する施設で学校や保健センター等の多くの方を収容できる施設を指定します。</p> <p>○ただし、施設の配置状況により、実情に応じて小規模であっても避難所として指定します。</p>
自治会避難所	<p>○食料の備蓄等を含めた平時の備え、災害時の運営は地域で行うことを前提に、公民館等地域の施設を活用し、自主的に開設し運営する避難施設です。</p> <p>○物資は自治会が物資受領場所として届出を行う「指定避難所」へ取りに行きます。</p> <p>○戸別受信機を配備します。</p> <p>※自治会避難所は、地域の中で整理されておくべき前提条件があります。 (詳しくは、P4 を参照してください。)</p>
要援護者避難所	<p>○指定避難所や補助避難所での生活が困難な高齢者や障がい者を受け入れる二次的な避難施設です。</p> <p>○原則として災害発生直後からの直接の避難はできず、市は、避難所からの要請等により受入れの支援を行います。</p> <p>※市と福祉避難所としての協定を締結している施設で、施設の利用状況により受入可能人数は変動します。</p>
避難生活施設	<p>○災害終息後に、家屋被害等の理由から帰宅できない方が生活する施設です。</p> <p>※開設要件：被害状況に応じて学校体育館、社会福祉施設から場所を選定し開設します。浸水被害の際には、浸水想定区域外の施設を開設します。</p>

□ 用語の解説 □

用 語	解 説
地域団体	○まちづくり組織、連合町内会や町内会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。地域によって民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等も密接に関わっており、その形は地域によって様々ですが、本マニュアルでは、総称して地域団体として記載しています。
避難所担当職員	○市が避難勧告等を発令した場合や、市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合に、指定避難所に派遣させる伊勢市の職員です。平日の日中に災害が発生した場合は市役所の各部署から、夜間や休日の場合は地域に居住する市職員が、避難所に集まります。
施設管理者・職員	○指定避難所の施設（学校や市民センター等）の職員です。 ○コミュニティ・センターの管理人の方々も施設管理者という位置付けになります。
避難者	○避難所に避難する方です。本マニュアルでは、主として以下のような方を避難者として想定しています。 ・住居が被害を受け、居住の場を失った方 ・ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方 ・避難勧告が発せられる等により緊急避難の必要がある方 など
災害時要配慮者	○高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び言葉の通じにくい外国人等、災害時に特に配慮が必要な方のことです。
在宅被災者	○本マニュアルでは、以下のような方を在宅被災者として記載しています。 ・避難所に避難することのできない災害時要援護者 ・ライフラインが被害を受け、日常生活が著しく困難なため、食料・物資等の支援が必要な方
帰宅困難者	○交通機関の不通により帰宅が困難となった方のことです。
市災害対策本部	○市役所に設置され、市内の災害対応を行う組織です。